

高等学校等就学支援金と授業料に関するお願い

こんな時は学校の事務室に連絡を！

☆ **高校在学中に保護者が変更(離婚や再婚など)になった場合**

☆ **収入の修正申告を行った場合**

←至急、学校へ申し出てください。

(税の更正通知書や税の変更が分かる通知等を受け取った日の翌日から15日以内)

就学
支援金

○ 現在受給資格のない方が新たに就学支援金の対象となる場合があります。

受給資格認定の場合は、変更の事由のあった翌月からの授業料に就学支援金が充当されます。

○ 就学支援金を受給中の方の受給資格が消滅する場合があります。

受給資格消滅の場合は、変更の事由のあった翌月からの授業料の納付が必要になります。保護者の変更等の届出をせず不正に受給した場合、罰せられる可能性があります。

☆ **授業料を納付をしている方の世帯収入が激減した場合**

授業料

○ 就学支援金を所得制限により受給していない人で、保護者の失職・倒産などにより家計が急変し、収入が激減した世帯に対し、

授業料減免による緊急の措置を行う場合があります。

税の申告をお願いします！

税が未申告の場合は、地方税情報の確認ができず、就学支援金の受給資格の認定ができません。必ず事前に申告手続きを行ってください。